

事務連絡  
令和7年8月7日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（地域連携周産期支援事業（産科施設の  
うち施設整備））の内示及び交付申請について

医療施設等経営強化緊急支援事業のうち地域連携周産期支援事業（産科施設のうち  
施設整備）（以下「本事業」という。）については、「令和7年度（令和6年度からの繰  
越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和7年4月1日付医政  
発0401第5号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。）により、産科施  
設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続  
するための財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分  
担を進め、周産期医療提供体制を確保することとしている。

本事業については、「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業、地域連携周産  
期支援事業（分娩取扱施設）、地域連携周産期支援事業（産科施設）に係る事業計画  
（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月25日付厚生労働省医政局地域医療  
計画課事務連絡）の結果等を踏まえ、別紙のとおり内示することとした。

本事業の配分額の算定方法、都道府県から医療機関への給付金の支給方法は、下記  
のとおりである。

各都道府県におかれては、令和7年9月5日（金）までに医政局医療経理室宛に以  
下の申請書類を提出願いたい。

なお、申請に当たっては、実施要綱やこれまでの疑義照会等を踏まえ、要件に該当  
するものを精査した上で申請いただきたい。

〈提出書類〉

- ① 第1号様式、別紙1、別表7及びその内訳
- ② 添付書類（歳入歳出予算書抄本）

## 記

### 1. 本事業の内示の考え方

本事業の内示については、以下に該当する産科医療施設の施設整備を対象として配分することとする。

実施要綱中6(5)①の第2欄に定める対象経費のうち、令和6年度及び令和7年度における産科医療施設として必要な診察室、病室等の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費。

ただし、令和6年度以降、新たに開設された産科医療施設については、対象外とする。

### 2. 都道府県から医療機関への給付金の支給方法

地域の周産期医療体制を確保する観点から、対象医療機関に対しては、速やかに補助金の支給をお願いしたい。